

会 議 録

会議名		平成23年度 第3回 小金井市図書館協議会		
事務局		図書館		
開催日時		平成23年10月27日(木)10時～12時		
開催場所		小金井市立図書館 本館 地下集会室		
出席者	委員	新井 利夫 浦野 知美 岡 衡平 菅家 和代 松尾 昇治 矢崎 省三 山口 源治郎 村谷 孝枝		
	欠席者	荒井 容子 渡辺 一雄		
	事務局	図書館長 天野生涯学習部長 佐藤庶務係長 上石奉仕係長 菊池主査 杉村主査 小松主事		
傍聴者の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 議 題</p> <p>(1) 小金井市図書館運営方針の見直しについて</p> <p>(2) (仮称) 貫井北町チイキセンター建設について</p> <p>(3) その他</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「青少年のための科学の祭典」への参加について</p> <p>(2) 議会関係について</p> <p>(3) その他</p>		

<p>会議結果</p>	
<p>提出資料</p>	<p>(1) 小金井市立図書館運営方針（改定案） (2) （仮称）小金井市貫井北町地域センター建設実施設計にかかわる資料 (3) 小金井市図書館協議会条例 (4) その他 「小金井 月刊こうみんかんNo400. 401. 402. 403」 「市政だよりNo420」</p>
<p>その他</p>	

平成23年度第3回 小金井市図書館協議会

平成23年10月27日

【田中館長】 皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございました。平成23年度の第3回図書館協議会は、第11期の図書館協議会としては今年度最後の図書館協議会になりますので、よろしく願いいたします。

部長がただいま議会中ですので、途中で中座をさせていただきますので、ごあいさつを先にさせていただきたいと思います。

【天野生涯学習部長】 おはようございます。まずお礼を申し上げたいと思います。第11期の協議会の皆様、2年間ありがとうございました。小金井市の図書館行政の発展のためにご尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様におかれましては、自主的にフォーラムの開催、それから科学の祭典の参加等、行動的に協働していただきまして、まことにありがとうございます。

その中で、私の中で心に残っている言葉がありまして、それは「図書館と市民をつなぐのが図書館協議会である」というような言葉があったかと思うのですが、非常に、まさにそのとおりだなと思ってございます。

小金井市は、これから参加と協働ということでまちづくりを進めていくにおきまして、これからますます一層図書館協議会というのは非常に重要な位置づけになるなと思ってございます。これからも私どもも頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。2年間、ありがとうございました。

【田中館長】 どうもありがとうございました。

また、新井容子委員と渡邊委員のほうから欠席のご連絡を受けています。

それでは、松尾図書館協議会会長、会議開催につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

【松尾会長】 では、改めて、おはようございます。今期最後の図書館協議会ということになりましたが、今、部長もおっしゃったとおり、今期は図書館フォーラム、科学の祭典の活動をしてきて、このような図書館協議会はほかにはないのではないかと考えています。

今日、午後は大学で2つ会議がありまして、夜は貫井北町の検討委員会が予定されてい

て、4回会議がある。大変かなと、思いますが。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日の議題については式次第がありますが、1つは図書館の運営方針のことについてお話ししていただくのと、2番目が、貫井北町の地域センターについて、これは報告を含めてだと思ひますが、ご意見等をいただくということがメインですが、そのほかにも、科学の祭典の報告とか、全国図書館大会のこともありますし、あと三者会議の打ち合わせがありましたので、報告をしていきたいと思ひております。

それでは最初に、図書館運営方針について、館長のほうからご説明をお願いします。

【田中館長】 それでは、まずお手元にあります資料の確認のほうをさせていただきます。

まず次第です。それから図書館運営方針と書いた、これは事前送付してあると思ひます。それから貫井北町の市民検討委員会、これも事前に送付してございます。それから図書館協議会条例の一部改正条例。それから、今日お配りしたのですが、陳情が1件。貫井北町コミュニティセンター内に高齢者の憩いの部屋等の設置希望に関する陳情書。それからもう1つ、これは要望書なのですが、「(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設に関する私たちの願ひ」というものがあります。それから月刊こうみんかんと、それから図書館だより、あとは市政だよりをお配りしています。みんなそろっていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、小金井市立図書館方針の見直しについて、ご説明させていただきます。

改定に当たりまして、皆様のご意見を事務局のほうで調整したものを事前にお配りしています。

これから担当のほうから説明いたしますが、できれば本日の審議で了承していただき、第12期図書館協議会のほうへつなげていきたいと思ひております。

改訂案の中身ですが、現在、着手していない事業も数多く含んでおりますが、年次計画等を出して着実に実行していきたいと思ひております。

では、担当のほうから説明をさせていただきます。

【岡委員】 すみません、ちょっといいですか。1番の小金井市の方針見直しについて、最後に持ってきてもらえますか。これで時間をとると、後側の審議ができなくなってしまいそうなので。これは非常に重要な案件だと思ひますので。ここで時間をとってしまうと後の事項が非常に時間が足りなくなりますので、先に懸案事項で済ませておいて、こちらのほうにかかりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【松尾会長】 ここを最後に。いかがですか、皆さん。確かに、運営方針については重要な課題でもあるし、時間は必要かなと思うのですが。もしよろしければ、岡委員のご提案で。

【田中館長】 報告の後ですか。はい、わかりました。

【松尾会長】 では、議事をそのように進めていきたいと思います。

では2番目の、小金井市貫井北町地域センターの建設についてということからお願いしたいと思います。

【田中館長】 それでは、(仮称)貫井北町地域センターについてでございますが、これは全6回ですが、9月8日に第3回市民検討委員会を開催しています。

概要について、事務局のほうから説明をいたします。なお、きょうの19時から、第4回市民検討委員会の開催予定です。

【田中館長】 貫井北町に関する資料は、お手元に資料は事前にお配りしてありますね。では、私のほうからご説明をさせていただきます。

配られている資料は図面2枚と要望書と、あと松尾委員の質問書ですか。

【新井委員】 その資料がない。

【田中館長】 では、ちょっと今焼いてきます。

【松尾会長】 では、報告のほうを先に。青少年のための科学の祭典への参加についてですが、これはどのようなご説明ですか。

【田中館長】 では私のほうから、当日の概要というか、来場者数とかをご説明します。

9月11日の日曜日に、2011年「青少年のための科学の祭典」東京大会 in 小金井が行われました。場所は東京学芸大学の小金井キャンパスです。来場者数が7,330人です。出展数は121ブースとなっています。

過去3年の比較なのですが、2010年度は8,130人、出展ブースは123ということですので、人数、それから出展ブースともちょっと減っているという状況です。ただ、参加者のカウントの問題があるので、それについては事務局のほうで見直しをしたいというふうなお話をしていました。

私のほうからはそれだけになってしまうのですが。

【松尾会長】 科学の祭典については、三者が共同で参加するということで、図書館協議会は、「図書館の力、生き抜く力」をテーマに、委員の皆さんから100冊ほどの推薦する図書、あるいは名言をいただき、それをカードに書いて、大樹に貼っていった。満杯に

なるまで貼れたので、参加者もそれなりにいて、私たちとしては成功したのかなと思っています。あと、部長さん、館長さん、職員の杉村さんにも来ていただきまして、どうもありがとうございました。

【松尾会長】 皆様のほうから一言、感想をいただきたいのですが。よろしいですか。

【浦野委員】 きのう、三者合同会議、社会教育と公運審の三者との打ち合わせもあったのですが、そのときにも出たのですが、ほかの2つの委員会のほうから、図書館の今回の取り組みはとつてもよかったと。うらやましいぐらいの、皆さん全員参加で、活発に活動されていたことをすごく評価していただきましたし、また、きょう配付されました公民館だよりも書いてございますが、「参加型の企画が大当たりで、子供たちだけでなく大人も盛り上がっていました」という一文が書いてございますが、まさにそのとおりに、大変広い年齢層で、皆さん、来場者が参加していただいて、とてもいい企画だったと思います。

これについて、ほんとうに岡委員をはじめたくさん委員さんにアイデアをいただいたり、いろいろなことを時間を割いていただきまして、ほんとうにありがとうございました。心から、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

来年について、どういうふうになるかはまた来年度の取り組みということで考えていかなければいけないかなと思っておりますが、私個人としては、今回大変、参加してよかったのではないかと考えております。

以上です。

【松尾会長】 ありがとうございました。

会計報告もあわせて口頭になりますが、したいと思います。費用は全部で1万1,505円かかりまして、これは領収書を添えて事務局のほうに提出いたしました。事務局からは補助金ということで1万円の還付を受けています。1,505円の飛び出しについては、委員1人当たり150円なのですが、ご負担いただくということでお願いしたいと思います。

それで、科学の祭典で使いましたもの、ポールやパネルなど、これは私たちが持っていますが、しかたないので、公金で買ったものですから、図書館のほうにお預けをして、有効活用していただこうかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

(了承

の

声あり)

【松尾会長】 そういうことでよろしいですか。

【山口委員】 はい。公民館だよりにはうちの声が出ているのだけれど、図書館だよりにはないもので、手配が。これはちょっと、プライベートなあれでやったわけではないという言い方はおかしいですが、協議会としての活動ですので、ぜひ、例えばホームページに少し、ぶらっとそういうところ、ぶら下げてもらうとか、そういうことがあっていいのではないかなと、一言要望を。

【松尾会長】 わかりました。図書館だよりは10月発行だから、編集段階で組み込めれば間に合ったのでしょうか。

【新井委員】 次に出しても間に合うのなら、次に出してもいいですよ。

【田中館長】 これ、年に2回出せればといったものですので、次は……。今年出るの。

【上石係長】 年明けになると思います。

【田中館長】 年明けを予定している。

【新井委員】 来年やった後のことしになるとおかしいけれど、来年の前ならいいでしょう。おっしゃるとおりですね。

【田中館長】 では、今年度、できればそちらのほうに掲載させていただきます。

【松尾会長】 よろしくお願いします。

【岡委員】 すみません、一つだけこの後、府中で松尾先生の日図協の大会があるときに、下のブースに図書館の活動ということで「フォーラム」「科学の祭典」の展示をやったら、僕らの隣が国立の図書館友の会だったんですよ。それで、皆さん、僕らの活動をみていて、小金井ってすごい市民がたくさん参加して、活発なんですねと言われて、ちょっと赤面してしまったのですが。

嫌味を言っているわけではなくて、これはきちんと考えていただいて、こういう方向にぜひ持ってきていただきたいなど。できれば、やはりなんというか手薄ということらしいので、友の会とか、そういう図書館をサポートするようなものを積極的に活用されるような形で、力の足りない部分はやっていただければなと思っています。嫌味ではなくて、参考までに。

【田中館長】 では、おくれましたが、資料のほうをお手元に配らせていただきました。

【松尾会長】 これ、全国図書館大会の報告も。その他のときにやりますかね。

じゃあ、今、青少年のための科学の祭典については終わりにしていただいて、次に、議

会の報告、その他という順番でやっていきたいと思えます。よろしいですか。

【田中館長】 　では、議会報告ですが、第3回の小金井市議会、9月の定例会が8月30日から10月4日までが会期となっていました、10月5日まで1日間会期を延長して、継いで10月26日まで会期を延長し、さらに11月18日まで延長し、まだ閉会はしていません。

ただ、ここでご審議いただいた小金井市図書館協議会条例の一部を改正する条例については可決しております。また、平成22年度の決算につきましては、これも認定をされております。

本会議の主な質疑でございますが、まず、厚生文教委員会の質疑ですが、ここには小金井市図書館協議会条例の一部を改正する条例についてが議題になっています。

まず、改正に至る経緯についてのご質問がありました。それから、図書館協議会の開催回数についてどうかというご意見がありました。これについては、協議内容について、適切な開催回数をやっているというふうにお答えしています。

あと、家庭教育の向上に資する活動を行うものから選考した場合に、図書館サービスについては一層活発になるのかというご質問がありましたので、これについてはそのように期待しているというふうに応えています。

あと、家庭教育の向上に資する活動を行うものの選定対象となる、小金井市小・中学校PTA連合会に南小学校が含まれていないのはどう考えているのかというご質問がございました。これについては、ここ以外にも複数の団体が想定されていますので、南小学校も含めて、今後考えていきたいというふうにお答えしています。

次に、決算特別委員会における質疑でございますが、教科書が改訂されています。そこで、教科書の中に本の紹介というのが載っているのですが、それについて、学校図書館や図書館の選定状況はどうなっているのか、セットで置かないかというご質問がありました。それについては、図書館のほうではほとんど選定をされています。ただ、調べ物学習など、すべてを網羅するには書架が不足している現状がありますので、今後、選定に当たってはきめ細やかな選定に努めていきたいというふうにお答えをしています。

あとは、学校の先生の資料の提供はどうなっているのか。あと配本を行わないかというご質問がありました。これについては、電話などで依頼されたものを窓口でご用意などはしています。配本等については、学校文庫などには貸し出しをしまして、これについては、図書配本委託料については毎年少しずつ増やしています。ただ、学校の先生への配

本についてはやっていますので、今後の研究課題としたいというふうにお答えをしています。

次に、市民開放用のインターネット端末がないのはどうなっているのかというご質問がありました。これにつきましては、多くの図書館で導入しているのは承知していますが、ただ、予算との兼ね合いがあるので、その辺をご理解いただきたいというふうにお答えしています。

続いて監査委員会の指摘で、移動図書館車の縮小から廃止を求められているが、どのように考えているのか。いつから実施予定かという質問がございました。これに対しては、きめ細やかな図書館サービスというふうを考えているが、本市も含め、実施自治体が6市であり、縮小から廃止を検討していきます。ただ、貫井の坂下地域は図書館が空白地帯でもあり、代替サービスを含めて、図書館協議会のご意見や地域住民のご意見を考えながら、丁寧に進めていきたいというふうにお答えしました。開始時期としては、平成26年4月開館予定の（仮称）貫井北町地域センターと考えています。

次に、代替サービスについてはどのようなものを考えているのかというご質問がありました。これについては、まだ私案の段階ですが、希望する本を丸山台の集会所とか貫井南センターにお届けすることを含め、図書館協議会などのご意見を伺い、進めていくというふうにお答えをしています。

議会の状況については以上です。正確には、ホームページにアップされる議事録をご覧ください。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。

館長のほうから議会の報告がございましたが、質問または意見などございますでしょうか。

この、移動図書館車の廃止についてですが、26年度貫井の地域センターが開館するときをめどに縮小でしょうか。

【田中館長】 そうですね、移動図書館車、縮小から廃止ということですので、貫井北町ができますと、あの地域に2カ所、サービスステーションがあります。それについて縮小し、という意味です。

【松尾会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議会関係の報告はよろしいということで、その他の報告に入りたいと思いますが、その他について、何かございますか。

【田中館長】 それでは、日本図書館協会主催による図書館大会が開かれましたので、それについて報告をします。

10月13・14日と、日本図書館協会主催による全国図書館大会が、二十数年ぶりになるのですが三多摩地区で開催されました。

図書館長協議会というのがあるのですが、そちらのほうからの、『市民の図書館』発行から40年がたち、こうした歴史的経緯からも、今回は「市民と図書館」をテーマに分科会を開催いたしました。講師には、本市の図書館協議会委員でもある山口先生にお願いをし、大変盛況のうちに終わりました。人数は大体100名ぐらい申し込みがあつて、当日いらした方が大体120名ぐらいと聞いています。

また、松尾会長からは、別の分科会になりますが、図書館協議会の活動報告を、また矢崎委員からは、被災地に出向き、その状況を記録したビデオを放映していただき、非常に好評を得ていました。

この件については以上です。

【松尾会長】 ありがとうございます。

山口委員のほうから何かございますか。

【山口委員】 今年は多摩でやるということですね。基本的には、地域と図書館というのをどういうふうにもう一度見直していくのかという視点で、既存の図書館、それは北海道の置戸という、3,000人かな、それぐらい小さな、しかし実は日本の図書館を牽引してきた図書館の実践をもう一度見てみようかということで話し合いをしたんです。ICTとか、最近のそういう技術革新とかそういうものではない、地域の中の図書館というものをもう一度考えてみたいと、そんなテーマで、いろいろな発言がありまして大変おもしろかったです。

特に、日野の場合は、「日野宿発見隊」という大変おもしろい活動を、二、三年前から地域の人たちとやっていますし、置戸の場合はまさにほんとうに過疎の、町としてもつのかどうかというところで、どういう地域づくりをやっていくのかということを追及してきたんです。そのあたりの活動を紹介させてもらったというものでした。

【松尾会長】 どうもありがとうございます。

矢崎委員のほうからもコメントがございましたら。

【矢崎委員】 私はたまたま被災地のほうに行くことにずっと携わるようになったので、その行ったところの写真を、展示しました。

展示会会場の、責任者みたいになってしまっていたので、なかなか、震災の写真に集中できなかったのですが、140枚の写真パネル12枚に、展示しました。いろいろな方に見ていただけたと思います。

館長がおっしゃったDVDは、あの地震で全部流されてしまった図書館が4つあるんです。そのほかに、公民館図書館が2つあるのですが、そのうちの5つを、ビデオにおさめて当日流しました。それも好評で、DVDを欲しいという声をいっぱいいただきました。

震災の、あのひどい映像というのはテレビで毎日見ていたし、今でもよく流される、インターネットにもいっぱい出ているのだけれど、流されてしまった図書館がどうなっているかというのはあまり見る機会がないと思うので、館長にもお預けしました。もし希望があれば差し上げることはできます。

それから、パネルの写真も、展示したのもそのまま貸し出す用意があるし、別個に貸し出し、別に140枚の中から50枚選んで貸し出し用にしていますので、図書館でやっていただく機会があればいいなと思っています。館長会などで、そんな話があれば、ぜひ協力させていただきたいと思っています。

【松尾会長】 私は第18分科会で、「住民自治と図書館」というテーマだったのですが、図書館協議会と、全国的に図書館の全国組織があるのですが、それとあと住民運動がサブタイトルで、私は多摩地域の図書館協議会の活動について30分ぐらい時間をいただきまして報告したのですが、多摩地域の図書館協議会の状況と、あともう1つ、私が関わっています町田の図書館協議会の活動については、図書館事業の評価を2年続けて、今年目になります。ずっとやっているのと、昨年、運営理念と目標についての答申を行ったのでそのことと、もう1つ、小金井の図書館協議会の活動については、図書館協議会のフォーラムと、あと科学の祭典の参加について報告をいたしました。

あわせて、事務局のほうから、小金井の図書館協議会の活動について、ポスターセッション、ポスターを張る場所が、ギャラリーのところに依頼がありましたので、そのフォーラムと科学の祭典の2つをポスターと写真、あと使った資料の展示をいたしました。浦野副会長と、村谷委員と岡委員に来ていただきまして、私も当日ずっとはいられなかったのですが、それなりにコーナーをつくって、そこでいっぱい写真を撮らせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

参加は、18分科会は100名弱ぐらいとおもいます。

以上です。

ということで、報告事項のその他についてはよろしいですか。

では、館長のほうからお願いいたします。

【田中館長】 それでは、第12期図書館協議会委員構成についてのご報告をいたします。

第11期図書館協議会委員の皆様におかれましては、平成21年11月1日から2年間にわたり、図書館行政にご尽力いただきありがとうございました。今後とも図書館行政につきまして、ご支援をよろしくお願いいたします。

第12期図書館協議会委員につきましては、小金井市図書館協議会委員選出要綱に基づき選出し、さきに開催された教育委員会において委嘱が承認されております。

今回の改選に当たり、小金井市図書館協議会条例の一部を改正し、学識経験者4名を3名とし、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名の枠を増やして選出をしたものです。

再任3名、新任7名で、男女比率は男性3名、女性7名となっています。11月に開催予定の第4回図書館協議会で委嘱を予定しています。

この件についての報告は以上になりますが、この会の最後に、第11期図書館協議会委員の皆様につきましては任期が終了いたしましたので、一言ずつ、お言葉を最後にいただけたらと思っております。

これについては以上です。

【松尾会長】 第11期は今日で任期切れということで、12期については新しい委員が教育委員会です承されたということで、この会議の終わりに一言ずつお言葉をいただく時間を設けたいと思います。

それでは、報告事項は以上でよろしいですか。

では、議題に入りたいと思いますが、議題の順序は、先ほど決めましたとおり、2を先にして、次に1ということで、小金井市貫井北町地域センターの建設について、館長のほうからご報告を。資料の用意がされていますので、ごらんになっていただきたいと思いません。

【田中館長】 資料がおくれまして申しわけございませんでした。この資料につきまして、担当の杉村のほうからご説明をさせていただきます。

【杉村主査】 9月8日に開催されました、第3回貫井北町市民検討委員会の報告をさせていただきます。

図書館部分につきましては、この日は書架等の配置についてということで検討されていま

す。

多目的室の設置について、この第3回の前に、市民団体のほうから再度要望書が提出されておりましたが、再度検討委員会で検討した結果、設置しないということで、公民館部分の部屋を使っていただくということで決まりました。

市民団体の公民館部分の部屋利用については、今後、図書館と市民団体のほうで協議していくということで了承されました。

それから、ブックポストにつきまして、表通りから見える位置で移動したものが具体的に提案されました。現在使用しているものと、違うタイプで建物と一体化した形で設置します。

それから、緑陰テラスのほうなのですが、緊急時の避難経路等も考慮しつつ、外部からの侵入とか、そういうことも配慮したものが具体的に提案されました。内側から、緊急時にかぎを壊して出られるというタイプになります。

それから、閲覧室奥の閲覧コーナー、図面で見ますと上のほうです、一番左の肩のあたりの部分なのですが、こちら、窓の部分が面積が広くて、西日が心配されていたのですが、その対策についても、目線の高さまでは一部壁にするということで、高い位置の部分は窓として明かり取りで残すということでの提案が出されました。

蔵書についてですが、空間にゆとりを持たせるということで、若干棚を減らした関係もございますので、少し収用可能な蔵書数については減った形になってしまいますが、最終的には児童書約1万5,000冊に対しては一般書約3万5,000冊は維持するというところで了承されました。

次回、第4回の開催につきましては、本日午後7時からを予定しております。

以上です。

【田中館長】 図書館長から補足をさせてください。図面で、ヤングアダルトコーナーとカウンターの間があいています。そこの書架を減らして、ゆったりとした感じをつくっています。その分で、蔵書のほうは少し減ったというスタイルになっています。だから、見た目ゆったり、それから見通しのいい図書館にされたということです。

以上です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。

建物づくりを検討する、設計を検討する委員会なものですから、図面に間取などをどう配置するかということで議論してきているわけですが、これが最終段階の図面ということ

になります、いかがでしょうか。

会長として、委員会に本日出席するわけですが、1つだけ気になるのは、どの委員会でももう少し言いたいところですが、事務室からカウンターに抜ける扉のところ、これ、何とかならないかなと思っているんです。というのは、スケールではかってみたら、80センチしかないんです。ブックトラック、両サイドですと60センチ、50から60センチの幅があるので、余裕がそれぞれ10センチ。ところが、図書館の本って、大型本があったり、絵本なども大きいから、載せるとはみ出してしまふんです。するとここを通れるかなというのが1つ心配なのと、もう1つ、ドアが内開きでしょう、事務室の側に開いた状態で置いておくと、事務室の事務机とドアの間が40センチなんです。カウンターと閉架書庫の往復というのは意外とあるのではないかなと思うので、ドアがつかえてしまいます。ブックトラックを持って閉架書庫に行こうとするとスイッチバックのような形になってしまいます。ドアですから、資料をたくさん、職員の方、両手で持っていきますよね。両手で、書架からカウンター、カウンターから閉架書架に持っていくときに、ドアを開かなくてはならないから、そうすると本を床に置いて開くわけにいかないの、多分、開きっ放しの状態が多いかなと思うんです。そうすると、職員のデスクとドアが邪魔になって作業効率が悪いのではないかなと思うんです。

どういうふうに直してもらいたいかということは、80センチでは何しろ狭いので、最低でも120センチぐらいにして、私のイメージはドアなしで、好き嫌いはあるでしょうが、アーチ形の出入り口にしてのれんを掛けるイメージ。あるいはのれんでなくても引き戸にすれば、開いておいても職員の作業については、移動には影響がないかなと思うので、ここは、きょうの夜も言いたいと思うのですが、再考をお願いしたいと思います。

以上です。

【田中館長】 今、会長のほうからご意見をいただいたところで、ここは例えば3枚引き戸とかにしてゆとりを持たせるとか、そういう工夫はしたいと思いますので、また夜の会議のほうでお話をしたいと思います。

【松尾会長】 前回の委員会には、私は仙台で研修会があって出られなかったので申しわけなかったのですが、議事録を読ませていただいた限りで、争点になったのは、1つはボランティア室の利用のことで、もう1つは蔵書数です。全体で5万5,604冊と、1万冊ぐらい、収用、これは理論値ですから想定なのですが、減って、中でも児童書は1万5,000冊になるので、少ないのではないかというご意見が出て、そこが争点になってい

ました。

いかがでしょう。図面に落としてある配置等を見ていただいて、ご意見があるようでしたら夜の委員会に反映させたいと思います。

【岡委員】 これはもう了承されましたということで、決定ということなんでしょう。この児童書が30%、一般書が70%というのは。

【松尾会長】 検討委員会として決定されていると思います。

【岡委員】 検討委員会としてのね。これは、市の年齢別構成とか納税者の構成とか、そういったことが勘案されていますでしょうか。それから、もちろん子供の読書の大切さということは当然あると思うのですが、3：7というのは一般の図書館収蔵レベルで言うところの比率としてはどうなんですか。会長はお詳しいと思うのですが。

【田中館長】 今言われた、納税者とか、そういう比率では考えていないです。バランス的には、調布の図書館が、同じような分館を幾つも持っているのですが、大体同じような割合で配置のほうはしています。

それで、東と緑の蔵書構成について引き合いに出されていて、あそこは本が確かに入り過ぎてしまっているの、それと比較されても困るのですが、大体、おおむねこのような感じで、割合的には配置をされています。

【岡委員】 それをお聞きしたのは、分館の要請書の中に、よく意味がわからなかったのは、僕は4月21日に質問したのですが、時代の要請によって図書館の取り組み方が変わってきていると。従来の、本がなかった時代に子供たちに本を、というような時代と、今のような状況とは全く違うということ、それから少子高齢化ということであるということ。図書館に高齢者の居場所づくりということ。陳情書の中にあるのは、北町コミュニティセンターに高齢者の憩いの場所を設置してほしいという。これを深読みしますと、場所だけつくればいいということではなくて、そこにやはりハードとソフトみたいなものが必要で、図書館は図書館として、公民館は公民館として、何らかのものを設置してほしいというふうに、僕は読み取っているんです。

というのは、これから高齢者の居場所ということ、図書館本館の上の閲覧スペースもそんなのですが、とにかくもう、場外馬券場みたいな感じなんです。だから、そういう状況を勘案されてしまって、今の3：7というのがほんとうにふさわしいものかどうかというのと、どういう経緯とどういう方針で決められたのかということをお聞きしたいんです。つまり社会情勢を踏まえて比率が適正かどうかということ。

1つ気になるのですが、この間、新井委員からもあったのですが、図書館の蔵書について、子供の本については陳情書が出ていますよね。ここにも書いてありますように、小金井市子ども文庫サークル連絡会の要望書ということで、この次のところにも出ていますが、大変熱心なお母さん方はいらっしゃいますからそれはしようがないとしても、僕は何度も言っていますが、中高年、これは発言しないサイレント・マジョリティですので、それはぜひ、逆に図書館のほうが、これからお話しされると思うのですが、「機能する図書館」ということであれば、要望を先取りしていかないと、なかなか本来の「機能する図書館」にならないと思うんです。

それから、ボランティア室は設置しないということについては、これは正負両面あると思うんです。僕は経験しているのでわかるのですが、これは非常にまずい面もありますし、また、管理能力が図書館側がないとできませんので。

ただ、ボランティアを雇っておきながら、着がえたものさえ置くところがないというのは、非常にこれは相反するんです。だから、そのところが、これから市民を活用していかうと言っておきながら、ハード面ではそういうことでやらないという、非常に矛盾した言葉が出てくる。

それからもう1つ、これは申しわけないのですが、先ほど館長の回答の中に、学校図書館の調べ学習に対して、要するに要請があったのだけれど検討していく、みたいなことがあったのですが、それは検討していくって、どう検討していくのか。これは再三議題に上がってきているはずなんです、もう何年も前から。図書館フォーラムのときも上がりました。一部の一般の方からは、これは図書館の問題ではないのではないかと、学校図書館で解決すべきではないかということですが、やはり図書館もサポートしていかなくてはいけないと思うのですが、そのところが、検討する、善処するというのではなくて、何か方向性を見つけていかないとやはり、今後、調べ学習というのは当然図書館の非常に大きな重要課題になってくると思うんです。

何となくそういったところで、決めかねるというような点が多過ぎるんです。できないことはできない、できることはできる、今後できることについては努力する、みたいなことに、何か方向性をみないと、みんな玉虫色で、全部「善処する」みたいな形で、僕らには聞こえてくるんですよ。館長はそういうお気持ちではないと思うのでしようけれども、いろいろ、財政面とか予算面とかあるからなかなかはっきりものが言えないというところはあと思うのですが、やはり、市の図書館という、こういう文化インフラについては、

ぜひともそういうところで、はっきりさせるところははっきりさせていただかないと、今後詰まっていけないのではないかと思います。

以上です。

【田中館長】 まず、陳情のところから。貫井北町コミュニティセンター、これは、今までの地域センターですと、高齢者の憩いの部屋というのは設置されていました。要するに和室みたいなものがあって、高齢者の方がそこでいつでも憩える部屋というのが、東分室、緑分室とご用意されていたので。だから今回、貫井北町をつくるに当たって、その部屋がない。かわりに青少年のための部屋が設置されています。

それで、これを開設するに当たって、所管が実は、介護福祉課のほうが所管になっていまして、そこの課長とかも集めて、この建物の性格をどうするかとってお話をしたときに、そういう部屋は今回はいいですよ、ということでスタートした経緯があります。

だから、この陳情についてはそういう意味の陳情になります。

あとは、蔵書の比率ですが、確かに岡委員がおっしゃるように、少子高齢化で大人の方、それから退職された方のご本を当然用意しなければいけない。反面、子供の本も用意しなければいけないという関係があります。

それで、この新しい図書館は600平米あるのですが、従来のようにたくさん本を詰め込んでしまうと、ゆとりのない、居場所がない図書館になってしまうので、それで、この図書館についてはゆとりのある形にしたいということで、冊数についても大体6万冊ぐらいを想定したんです。そういった割合の中で、大体2万冊の児童、4万冊の大人の本というあんばいでやってきたのですが、ただ、さらにゆとりを持たせたほうがいいというご意見をいただいたので、子供の本については減らしても、最低でも1万5,000冊は用意してほしいと。残りは大人の本というふうなぐあい、この蔵書構成をしたものです。

あと、ボランティア室なのですが、ボランティアをお願いしていてボランティア室がないのはおかしいじゃないかと、確かにおっしゃるとおりなので。ただ、ここは分室ですので、ボランティアさんの活動というのは実はまだこれからの課題なんです。もし、緑分室のようなお願いの仕方であれば、緑分室は月に1回おはなし会をやっているんです。だから、それより若干増えたとしても、ボランティア室を提供するほどのことにはならないかなと思っています。

当然、この部屋が広ければボランティア室の提供ができるのですが、ご承知の通り小さなところですので、こういうボランティア室については、今後、中央図書館とかができる

際には当然用意をして、ボランティアの活動に利便性を高めていきたいとは考えています。

それから、調べ学習の本について、私のほうで「検討をしている」という答弁を繰り返されているというお話ですが、これは、調べ学習の本を置いてほしいというのは再三言われているんです。私のほうのお答えとしては、現状、置くスペースがないというふうに申し上げています。その辺を工夫してほしいというふうに、また団体からは言われています。ただ、スペースがないので、現実的に置けない、さてどうしようかということで、そのスペースの確保等を含め検討していくというお答えなんです。

だから現状ではスペースがないので置くことが困難ということをお話ししながら、検討していくというお答えをしているというところです。希望されている団体の方も、スペースがないなんていうことは承知はしていますが、再度私のほうへ要求されているというふうな状況です。

以上です。

【新井委員】 今、館長のお答えというかご説明に質問をしたいのですが。岡さんのお話にお答えされて、4点ぐらいあったのですが、最初のところで、今、お早い口ぶりだったので聞き間違いがあるかもしれないのですが、この要望書の件での、高齢者憩いの部屋というところに関連してですが、今の館長のお答えというかお話の中で、市の介護福祉課がいいですということを行ったので、というような説明があったように聞いたのですが、いいですというのは、つくらなくてもいいですということになったのか、つくることになるのがいいのか、要するに結論はどうだったのかということをお聞きしたいのですが。

【田中館長】 今の新井委員のご質問ですが、この貫井北町地域センターをつくるに当たって、関係課に集まっていたんです。その中で、当時の部長のほうから、この貫井北町については、公民館、図書館、それから青少年の居場所の3つで考えていきたいというお話をしたのですが、それでよろしいですかという話をしたときに、それで結構ですということで、話が進んでいったと。その段階で、高齢者憩いの部屋はここには設置しないというふうに了承されたということです。

【新井委員】 では、今のお話によりますと、当時の部長がおっしゃったけれど、3つづくりますよという中に高齢者の憩いの部屋は入っていないということで了解というか、公式に了解されたとして、現在もそのままそれが生きていますか。その結論は。

【田中館長】 当然、最初の会合のときに、こういう性格の建物ですよ、づくりますよということで了承されているので、それに沿って設計とかをされているんです。

それで、こういった陳情が出てきていますので、また議会のほうでこれは質疑になるのですが、今、私が話したような話を、公民館長のほうが事務局になっていますが、同じような説明をされると思います。

【新井委員】 はい、わかりました。

【松尾会長】 検討委員会でも、高齢者の図書館サービスというのは議論になりまして、図面を見ていただくと、ブラウジングコーナーとあるのですが、当初、図面ではブラウジングコーナーが半分だったんです。でも、これからの高齢者、シルバー世代が図書館を利用するには、ゆっくり雑誌を読んだり新聞を読んだり読書ができるスペースが必要だろうということで、設計のほうで考えていただいて、狭い600平米の中でも、最大限、高齢者の居場所をつくらうという意味合いで、ブラウジングコーナーが2倍になったんです。席の数も増えたので、図書館の部分については、高齢者サービスを全く無視したというのではなく、そのような場所として図面に取り入れていただいたということです。

【新井委員】 わかりました。

【松尾会長】 よろしいでしょうか。

【新井委員】 はい、結構です。ちょっと余談的な発言で恐縮なのですが、この陳情書というのは、必ずしも図書館向けの陳情書ではなくて、この貫井北町全体の設備に対して、主催者は公民館であるのかもわかりませんが、そういう意味なんですよ、これは。

【田中館長】 地域センターに高齢者憩いの部屋を、要するに東とか緑にあるような形のもの置いてほしいという意味の陳情です。

【新井委員】 はい。結構です。

【松尾会長】 もう1つ要望が出ていますよね。これは参考資料ということになると思うのですが、宛名が図書館長、あと市民検討委員会の委員長宛です。内容は裏に要望等が出ているのですが、設計にかかわる部分と運営にかかわる部分、2つに分かれていると思うんです。設計については市民検討委員会で図面をつくるということが任務ですからやるのですが、運営ということになると、図書館がこれからどう運営していくかということを決めていくわけですね。そのことを、図書館協議会としても非常に関心のあることですから、ぜひ、設計が終わった後、運営をどうするかということ、図書館協議会でいろいろ議論していきながら、お母さんたちの要望も含めて運営できるような方向を、これは第12期、次の期の協議会の任務になると思うのですが、やっていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【田中館長】 今、会長がおっしゃるとおりで、ハードの部分とソフトの部分に分かれているこの要望書で、団体のほうには、運営に係る部分については今後、ほかにも文庫さんなど団体がありますので、そういう風なご意見を聞きながらやっていきますというふうにお話はしています。

それで、きょう、夜に開かれる市民検討委員会のほうにも、この文書はお配りします。そこで質疑等があればお答えをしていきたいと思っております。

【松尾会長】 ソフトの部分について議題にさせていただいて、議論をお願いしたいと思います。

いかがですか、ほかに、地域センターにかかわることについて、どうでしょうか。よろしいですか。

きょうのご意見をいただいたのち夜の委員会に反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ってよろしいですか。小金井市立図書館の運営方針、改訂案になりますが、この議題に入りたいと思っております。

【田中館長】 では、先ほどご説明したように、これは担当のほうからご説明いたしますが、第11期委員の皆様にご審議いただき、第12期のほうにつないでいきたいということ考えております。

改訂案の中には、まだ現在着手していない事業等が多々ございます。さっき会長のほうからお話のあった図書館評価等も入っておりますので、こういったものは年次計画で着実に実行していきたいと思っております。

では担当のほうからご説明をさせていただきます。

【菊池】 お手元に配布しております改訂案をごらんください。前回の7月のときにご意見をいただきましたものを踏まえて、もう一度全体的に見直して、新たに作成したものです。大きく変わったポイントだけご説明させていただきたいと思っております。

最初に、申しわけないのですが、目次から落ちてしまっているものが1点ありますので、ご記入をお願いいたします。

目次、1から6までありますが、2番目の「資料の構成方針」、(1)収集、(2)除架・保存・除籍とありますが、(3)で「地域・行政資料」が入ります。申しわけありませんが追加をお願いいたします。

ではご説明させていただきます。

まず1ページ目、目次からです。追加した項目が幾つかございます。今お話ししました2の(3)、そして3の「図書館サービス」の中に、(6)で「高齢者サービス」が入りました。そして、4の「その他の活動」の中の(4)で、「図書館運営状況の評価」が追加されました。もう1つは6、「職員」の(4)「緊急時の対応」が追加されております。

そして、目次全体として、3の「図書館サービス」の中身が結構順位が入れかわっております。これは全体の構成を見直して配置を変えました。

次に2ページ目をお願いします。1の「はじめに」ですが、前回お示したものの中身を膨らませた形で、やはり全体的に見直して書き直しています。(2)のところは、「小金井市立図書館の図書館サービス」ということで、タイトル名を変更しております。

3ページ目をお願いいたします。2の「資料の構成方針」の中の(3)、「地域・行政資料」の項目が追加されています。これはもともと3番の「図書館サービス」の中の「レファレンス・サービス」に入っていたものの、収集ですとか除架・保存・除籍に関してを抜き出して、ここに場所を移行しております。

4ページ目をお願いいたします。(2)の「レファレンス・サービス」の項目につきましては、今アからエまでありますが、前回のものと内容的には若干追加をされまして、それから項目自体を見直して組み直しております。

5ページ目をお願いいたします。(6)に「高齢者サービス」が追加されています。これはもともと、(7)の「ハンディキャップ・サービス」の中に意味的には含んでつくっておりました。それを、高齢者ということで新たに項目を1つ抜き出して、内容的にも膨らませてつくりました。

6ページ目をお願いいたします。4番の見出しが「図書館活動」だったものが、「その他の活動」ということでタイトルを変更しています。また、4の(2)の「団体・学校との協力・援助」、これも見出しタイトルが少し変わっています。

7ページ目をお願いいたします。(4)、「図書館運営状況の評価」ということで項目を追加しました。同じく6の(4)、「緊急時の対応」が追加されています。

本文の変更の関係で、注記のほうも若干変わっております。あと、全体的に言葉が統一されていなかったものですか、若干表記を変えたものがございます。

以上になります。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。

前回の案と今回の改訂案で、変わったところのご説明をいただきましたが、肝心なとこ

ろは、どのようなサービスを展開するかということだと思いますので、この運営方針案に示された各項目を見ていきたいのですが。

まず、全体的に何かご質問ありますでしょうか。

【岡委員】 ちょっと、時間内に、全部一斉にお聞きしますので、その都度お答え願いたいのですが、簡潔にお願いします。

この会議、もうこれで3回目なのですが、これの基底にあるところの「図書館の運営方針」の他に、小金井市としての条例がありますかということをお聞きして、それがあればそれにのっとってやるべきでしょうということだったのが、何か設置条例があるとかないとかおっしゃったのですが、小金井市図書館規則というのがどうもあるみたいですね。

それがもしあるのだったら、この間の会議では事前に送っていただけるというお話だったのですが、来ていないんです。それで検討できなかったということと、それから、要するにこの日図協の図書館の自由に関する宣言とか、その倫理規約向上とか、そういった公の守るべきものということについてのことを守ってこれをやっていただくということだと思うのですが、そういった外からのフレームワークがまず最初がっちりしてやっていけばいいのだけれど、なかなかそれが無いということなので、第1番にお聞きしたいのは、先般お聞きした、この運営方針に基づく、これの上位法としての図書館法なり小金井図書館規約というものはあるんですか。

【田中館長】 今、岡委員の言われている、図書館はまず設置条例というのがあるのですが、これは、図書館はどこに設置していますよというふうな条例。これは場所が書いてあるだけなんです。次に市立図書館規則というのがございます。これは図書館サービスについて規定していると思います。この2点は、これの土台というか、これを反映するような形で運営方針もつくられているというふうにご理解いただいて結構だと思います。

【岡委員】 僕が理解すればいいものではないですよ。成文法ですから、方針として出したときに、これは図書館法並びに小金井市図書館規則にのっとってどうたらこうたら、ということで、図書館規則というのが出てこないような気がするのですが、その辺はあるんですか、注か何か。ないようですね。

その種の条例はいいです、設置条例というのに大体わかるものは、開館時間とか基本的なものが書いてあるのでしょうか。僕がお聞きしたい「条例」というのは小金井市市民条例ということで、法的なことで、市民に開かれたものであるということ公的に約束してもらえというような条例のことを言ったのですが、どうもそういうのはないみたいなので、

残念ですがこの件は確認ですので結構です。

小金井市図書館規則というものはあるんですか。それから、これにどういうふうにつかか
かるのか。送って頂けるという前回のお話ですけれども。

【田中館長】 図書館規則というものはありますが、これはどういうふうなサービスを行
っているかというようにあります。だから、今回の運営方針と、当然、図書館規則を盛り
込んだというか、それを反映した上で、盛り込んだ上で、この図書館運営方針はつくり
られていますので、そういうご理解でいいと思うのですが、それではだめなんですか。盛り込
んだほうがいい。

【岡委員】 僕が聞いているのではなくて、利用者として、市民としてこれを見たとき
に、規則を包括していると。そのあたりは注の中に入っていますか。

【田中館長】 だから、この図書館運営方針の中に、小金井市図書館規則という言葉
を入れて組み立てたほうがいいというご意見ですか。

【岡委員】 中身がわからないからちょっと言えないのですが、それが非常に一般的か
つ図書館法に基づいたものであるのか。

【松尾会長】 図書館法に基づいて図書館の設置条例ができていて、その条例に基づい
て図書館運営規則という、教育委員会で決める規則があるわけですね。その中に、利用者
はだれだれだとか、貸し出しする、あるいはいろいろとサービスのことが書いてあるので、
規則の主なところを少し読んでいただければいいです。それで、規則に基づいてその運営
方針ができているわけですね。

【田中館長】 じゃあ、図書館規則ですが、書いているのは、図書館の開館時間と、貸
し出しについて、それから貸し出し期間、それから貸し出し禁止図書、あと入館禁止、図
書の返却、それから団体貸し出し、あとは団体貸し出し期間、図書の寄贈です。そういう
ものが載っています。

【松尾会長】 図書館法の第3条には9項目書いてある、図書館で行うべきサービスと
いうのが例示として載っていますよね。それは規則には載っていないですか。

【山口委員】 それは庶務規則ではないですか。庶務規則、つまり事務分掌だとかそう
いうところに書かれているのではないですか。

【松尾会長】 規則は2つか3つあるはずですね。

【岡委員】 もっと具体的にお聞きしますが、収集と貸し出しというのは違うわけ
ですね。図書館が収集するのと貸し出すよというのは、結局それは中身が違ってくると思

んです。それは、じゃあ、その規約の中に、そういうことで、貸し出しできないものはかくかくしかじかがあるよみたいなことがあれば、それは「規則」にのっとってそういう部分はやっていますよということも、我々市民は納得するわけです。だからそれがなかったら図書館の皆さん方が困るのではないかと思うんです。それはこういう法律が、規約があるからできませんよという。これは1つの例なのですが。

【田中館長】 今、岡委員がおっしゃっているのは、図書館の運営の規則であって、ここに示されているのは、運営規則に沿ってどのように図書館がサービスを展開していくかにおいての理念を掲げたのが、今回ご提案している図書館運営方針なんです。

【岡委員】 運営規則と運営方針はどう違うんですか。

【田中館長】 運営規則というのは、図書館サービスについて、何冊貸し出ししますよとか、そういうふうな数字ですとか、そういうものをお示ししますが、こちらはこういうふうなサービス内容を理念的に盛り込んだものです。それが図書館運営方針です。

【岡委員】 ちょっとすみません、話を振り出しに戻しますけれど、ほんとうはそれを、大したものではないとおっしゃっていても、この議題になる前に、僕らのほうに送ってただきたかったんです。この間は送っていただけという話だったんですよ。そうすればこの中に入っているものは、ここからどんどん省いていってしまっていていいわけですよ。何にのっとってということ。

それを書いていらっしやらないので、最初から話がずれて、条例がありますかと言って、それは単なる設置条例ですみたいなことで、話が全然かみ合わないのですが。上位法としての、「憲法」から始まって、「教育基本法」から「図書館法」までいって、それが図書館法からいって、その上からこの方針を、それにのっとってやっていますよということ考えていたんですよ。ですから、それを事前にいただけるというお話だったので、僕はこうやって長々としゃべっているのですが。

それやっているとまた時間がありませんので、次に行きます。

では何となく、常識の範囲内で見返します。一番最初の、「運営方針を原点とし、実践していくことで、市民の信頼を得た、活気あふれる図書館づくりを目指すものである」というようなことが、一番最初の前文にあるのですが、「信頼を得た」、「活気ある」という、これはちょっと抽象的なんですよね。お見合いの釣り書きじゃないんですから、もうちょっと客観的に記述していただきたい。いろいろ言っているとまた時間がたってしまうので、こういうふうにしたらどうかということを申し上げます。

この運営方針というのをこれから述べるわけですよ。この運営方針を、「原点として」というのは、この「原点」というのは非常にあいまいな言葉なんですよ。どこが原点かといったらどんどんずれてしまうんですよ。

だから、「運営方針を尊重し、推進、実施することで市民の要請に応えた図書館づくりを目指すものである」とされてはどうですか。信頼を得た、活気があるというのは、非常に抽象ですよ。

【田中館長】　　ちょっと、岡委員の最初の言葉が聞き取れなかったのですが、何とかのようなのというのは。

【岡委員】　　非常に美辞麗句にあふれて、図書館の守るべき方針ということこれからお話ししようということですので、法律みたいなものをつくりたいわけですよ。ですから、そういう美辞麗句に、「美しい国をつくろう」とかいうふうでは成り立たないわけですよ。具体的にどういう国をつくりたいのかということなんですよ。

【田中館長】　　では今、岡委員が挙げられた、こういうふうにしたほうがよろしいのではないかということをお願いしたので、それを検討させていただくということによろしいですか。

【岡委員】　　はい。

【松尾会長】　　もう一度言っていただけますか。

【岡委員】　　この運営方針を、原点というのが非常にこれはまずいと思います。「この運営方針をそんしゅし、推進、実施することで、市民の要請に応じた図書館づくりを目指すものである」。

【田中館長】　　そんしゅというのは。尊く守るということですか。

【岡委員】　　そうですね。

【浦野委員】　　私も、岡委員が今おっしゃったような、「運営方針を原点とし」というところがまずひっかかったので、この前の運営方針、平成元年の運営方針のところに書いてあります、まずこの一文ですね。「この方針を遵守し、推進することにより、市民のニーズに応えた図書館づくりを目指すものである」、この一文は、変える必要がないぐらい的確に述べられていると思うので、私としては、これはそのまま利用されたいのではないかなという意見を持っています。すごくこなれた文章だと思っていますが、いかがでしょうか。

【田中館長】　　何行目ですか。

【浦野委員】 ごめんなさい、私、これしか持っていないのですが、36ページの、この。

【田中館長】 了解しました。では、ご意見をお二人からいただいたので、それについて、反映できるかどうか、ちょっと検討させてください。

【岡委員】 反映できる方向で検討をお願いしたい。

【田中館長】 そうですね。ここでいただいたご意見を尊重する方向で。

【松尾会長】 もう中に入ってしまったのですが、順番にご意見をいただいていったほうが良いと思うので。

最初のところの2行は終わりましたから、次に1の「はじめに」の、2ページから3ページの10行目にかけて、ここは図書館とは何かという法の規定と、小金井図書館のサービスの理念のようなものが書かれているところですが、いかがでしょうか。

【岡委員】 すみません、別に中に入ったわけではなくて、検討の全部を申し上げたつもりなのですが。

今回の改訂の主目的というのは僕なりに考えてみて、この間から何度も申し上げているのですが、今回、かなりよくなっているんです。よくなっているのですが、やはり将来にわたって我々市民が図書館を利用するときに、これを結局目標というか、これをベースにして、これで持っていくこうはなっていませんよねとか、こうあってほしいですよという法案にさせていただきたいから、僕はちょっと辛口のことを申し上げているんです。ですから、ぜひその辺はお酌み取りいただきたいと思うのですが。

4点あると思うんです、今回の改訂の主目的というのは。まず、高度情報化社会に伴い、どう対応していくかということ。そのときに、2つに分けてほしいんですよ。ここはかなり、デジタル図書というようなことばかり書いてあるのですが、それももちろんそうなのですが、「もの」でなくて「こと」も入れていただきたい。要するに、チップの導入とか、ネットワーク環境とか、そういったことです。

それから2点目、少子高齢化、先ほどからあって、それは確かに高齢者と書いてあるのですが、その「高齢者」という言い方が、ちょっと注意していただきたいのですが、何となく、この陳情書を見ていると僕は非常に心が痛むのですが、この貫井北町コミュニティセンターにおける高齢者の憩いの部屋等の設置の要望、かなり年配の方の、非常にたどたどしい肉筆で、心情が伝わってくるんですよ。これ、要するに自分たちの居場所がないという気持ちが、もう明文化されたものですよ。

だから、そういう少子高齢化というのは言葉だけのことでなくて、ほんとうにこれからすごいスピードでやっていくんだということを、市民の人口の構成から見直ししていつ、その中で、当然将来の市民になる子供たちというのを育てないといけませんので、そういう視点に立っていただきたい。

3点目、緊急のこととして、非常に小金井は緊縮財政なんですよね。その中で、市民サービスということについてどういうふうな公平と効率が求められるかというわけですよ。

4番目。それに対する対応をどう考えていらっしゃるかということです。それから、これは職員の質の向上と、それだけではとても無理なので、どう市民を活用していくかということについて考えておかないと、なかなかそれができないと思うんです。

これはつけ足しなのですが、いみじくも、前から書いてあるように、図書館は文化の泉たらしめるとすることは、要するに我々の文化のインフラなわけですよ。ですから、なくなってしまうと困るんですよ。

今、小金井はごみの問題でがたがたしていますが、それも、いろいろ、僕は2回入って、ほかで聞かれた方もいらっしゃいますが、非常に市長が、首長の責任も大きいのですが、職員の怠慢が非常に大きいと思うんです。要するに、職員ってなんてむだ飯食っているんだというような印象が、もうみんなから出ました。

ごみの問題はまだまだ焦点がぼけていますが、図書館の問題というのはもう、皆様方図書館職員の皆様方にダイレクトに来ますので、心配しているんですよ。そういうふうにならないように、まず、ちゃんとやるべきことはやっている、できないのは予算がこれだけ足りないからできないんだ、努力の目標としてやっているということをちゃんとうたっていただきたい。

この中には、非常に緊縮財政ということが盛り込まれていないということなので、3番目に緊縮財政と申し上げてこの4点です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。

今、岡委員から4点のご指摘をいただいたのですが、先のことを考えてしまうと、この4点の内容について、きょうこの時間で議論するというのは非常に時間的にも制約があるのですが、11期はここで終わって、次回12期がスタートするわけなので、この運営方針の中身というか、より細かいことについては、岡委員のご指摘が4点ありましたが、それを踏まえて12期で詳しく議論していただきたいというように、私は引き継いでいこうかなと。運営方針は、私たちはここで、了承するかどうかはまだ決まっていますが、

12期の協議会でこれをさらにボリュームアップというか、中身を議論していきたいという方向を、12期に託したいと思うのですが。

【田中館長】 今、会長がおっしゃったのですが、今回、こういうふうな運営方針をつくらせていただいて、この中に、山口先生のほうから図書館評価という言葉が入っています。会長のほうからも、図書館評価をやっている町田の例も挙げられました。

これをつくった後、第12期のほうで、一つ一つ点検して行って、最後に図書館評価のほうに反映をさせていきたいと思っています。大体2年間ぐらいかけて、図書館評価のほうまでたどり着けばいいかなと思っていますので、いただいたご意見等は12期のほうで議論して行って、最終的には図書館運営状況評価へつなげたいと思っています。

【松尾会長】 運営方針の3「図書館サービス」には、資料の提供、レファレンス、リクエスト、児童サービスなどがありますが、これについて12期では、それぞれ実際に担当なさっている職員の方からヒアリングを受けるとか、そういうようなスタイルで細かく議論していかなければならない。そういうようなことを12期に引き継いで、いくということによろしいのではというように考えているのですが。

【矢崎委員】 運営方針を送っていただきました。これを見させていただいて、今の運営方針と今日見せていただいた案を比べるとかなり薄い。内容が大分整理されたという言い方もできると思うのですが、今の運営方針はすごく多いですね。ページ数からいっても30ページぐらいある。

で、私なりにいろいろ考えたのですが、方針を変更するというのが、どういう意味なのかなと。前の方針を読ませていただくと、なかなかいいことが書いてあるんです。図書館の基本、図書館員の基本みたいなことが書かれていて、これをつくった方というのは図書館に関して造詣のある、熱意のある方が。もしくは、そういうところの図書館でつくった方針をかりてきてつくったものかなという感じがします。

で、私なりに考えたところと言うと、前期の図書館協議会で、委託に関する問題の提起に対して、図書館協議会は委託はあまりよくないという答申を出させていただきました。

それで、委託とか外注とかではそういう図書館ができないんだということも、我々申し上げたわけなのです。図書館サービスの目的というところで、カウンター業務こそがすべてであるという項目が入っているんです。要するに、図書館の業務の中では、市民のサービスも含めて、市民と、利用者と接するカウンターこそがすべてである、という言い方をされているんです。

今回、改訂案ではそのことが入っていないのですが、私はそこがすごく気にかかるころなわけです。要するに、今回の提案では、カウンターを委託するというような提案が出されていたので、どうも、それをするための提案ではないかというような気がしてしょうがないんです。

今の運営方針は確かに時代からはちょっとおくれしているかもしれない。それから、こんなに長いものでいいのかというのもあるので、大分縮小したのはある程度やむを得ないかなという気がします。どうも意図が、感じます。運営方針というのは、公表されるべきものではないかと思っています。今、サイトなどで探しても出てこないですね。

【田中館長】 今、矢崎委員からご意見をいただいたのですが、前のものと比べて量的に薄いと。

ただ、前のものは、結構要綱等で整理されるものが結構多かったので、だから実質あまり、二、三枚ぐらい、ここのご意見なのかなと。それで、特に言われているのは最初の部分です。それ全体としてではなくて。それで、最初のところで言われているのかなと。

それで、今回は、そういうのを踏まえて、具体的に現在図書館が手をつけていないものまで網羅して踏み込んでいるんです。だから、これを実践することによって、かなりすばらしい図書館ができるのかなというふうに、僕はこれを読んで思っています。

前のはそういうふうな形で書いていないので、要するに理念だけしか書いていないんです。今回は具体的に、どういうふうなサービスを展開していくかまで踏み込んでいるので、こちらのほうがより進んだものかなというふうに、僕は認識をしています。

あと、意図ですが、決してそんな意図ではないので。これは言われていたのは、一般のほうからも、ちょっとつくられたのが古いというふうなことのご指摘がありました。あと、この中で、最初のほうに書いている、市民は利用者としか、書いていないんです。そうではなくて、市民も携わるというふうな形にしたらどうかというご意見もいただいたので、今回は、そういった市民の力も活用して、というふうな文言を入れてつくられたのが、今回の運営方針です。

それで、先ほど申し上げたように、この運営方針というのは、当然公開をします。公開をして、図書館評価をすることによって、どれだけサービスが進んでいったかというのを明らかにしていきたいと思っています。

【矢崎委員】 館長からとてもいい積極的な話というふうに受け取らせていただきますが、もしそうであるならば、これを実践していくためには、外注とか委託とか指定管理で

は、とても無理だというふうに思っているんです。いろいろなところを見てみたり、聞いたり、調べた結果として、そういうことを盛り込むようなことが、ここの中にできないのかなという気がしています。

例えば、「カウンターこそすべてである」というのは、委託に持っていくという意図でないとするならば、これは入れてほしいなという気がします。

【田中館長】 この運営方針の前段の部分は、私が当時つくった文章なんです。それで、なかなか、自分で言うのもあれなのですが。

今回つくった運営方針を実施していくに当たっては、人、それから予算、当然伴っていくものですから、そういったものを十分手当てしていく中でこういったものを実現していくというのは我々の立場だと。だから、今言われたように、カウンターこそすべてであるということは、盛り込まなくても、ここで酌み取っていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

【矢崎委員】 図書館協議会としては、とにかく委託は反対であるという答申をさせていただいたわけです。だから、図書館協議会の立場としては、できるだけ直営の優秀な職員でもってやってもらうことがサービスを落とさない、充実させていく一番の方法だと思っているんです。

だから、単に委託だけではなくて、職員の質も高めるといようなことを中に盛り込んで。やはり丸投げしてしまうと、部分でも委託をしてしまうと利用者に対してサービスの保証がされないというふうに我々は思っているものですから、何とかそういうことをこの中に盛り込んでいただけないかなと。

図書館職員を充実させていくということは、図書館にとっても非常にいいことではないかなと思うのですが。

【田中館長】 職員の関係については、7ページの6のところに書かれています。それで、ここに、委託はだめだとか直営にせいとかいうのは、これには盛り込みにくいです。申しわけないですけども。

【矢崎委員】 そこを、私が言ったのは、サービスカウンターこそすべてであるというようなものが入っていれば、多分ほかのところから、図書館、経費削減のために委託をしろなんていう声が上がったときも、それに抵抗し得るようなものになるのではないかと思うんです。

【田中館長】 この図書館運営方針を実施していく中で、例えば直営でなければ絶対で

きないのか、あるいは委託をというのは、それは今後の議論になると思うので、矢崎委員のおっしゃるように、直営でなければ絶対にできないか、あるいは委託の部分もあるのではないかというのは、この運営方針を実行していく中で判断をさせていただければと思います。

【松尾会長】 7ページの6に「職員」と出ていますが、(1)が「倫理」で(2)が「資質、能力の向上」とありますから、ここを読む限りは、委託云々ということは読み取れないように思うのですが、さらに押さえとして文言を入れるとすると、倫理のところ、「ほんとうと人、情報と人」を結びつけるのは図書館職員の役割であると書いてあって、はっきり言っているわけですが、ここに、例えば「固有の役割である」というようなことを入れるとどうだろう。「職員」を委託職員というようには読めないと思うんです。固有の役割であるというふうに言って矛盾がなければ、そのような方法もあるのではないかと思います。

【田中館長】 委託に関してご意見をいただいている、ここに固有というのをいれるとどうかというふうなことですが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

【岡委員】 すみません、僕は逆に反対なのですが、この方針というのは凄く見づらいんですよ。ゆくゆく、流れとして、指定管理者のほうに流れるような気がするのですが、そうなるのはほしくないのですが、そのときに歯どめとして指定管理者が職員を確保してサービスを提供しても最低限これだけやってほしい、という枠組みになってほしいんですよ。市民の立場からすれば、テレビトーク風に言うと、“すばらしい指定管理者の担当者”と“無能な職員”とどっちがいいのかという設問がでたときに、どうします、市民は。

だって、指定管理者だって、全部司書の資格持っていますから。だから、皆さんはその人たちと争わなければいけないわけですよ、ある意味。それは自分たちとは関係ないという、職員の地位保全ということではなくて、サービスについて責任を持たなければいけないというのは無駄飯食ってはいけないということなんですよ。

だから、僕はこれは、最悪指定管理者になったときに、その業者にこれは守れよという、要するに契約書に近いものになるわけですよ。市民に、これだけのことはちゃんと提供しろよという。

だから、カウンター業務こそ命であるというのは、これは非常に具体的かつ明瞭で、抽象文言ではなくてすばらしいと思います。だけど、それがいろいろ入れられないという、館長のご意向ですから、それは、僕は3ページの上から3行目の、要するに、図書館を構成している資料、職員、施設の、この3要素は、市民が利用することによって初めて機能

し、存在する意味を持つと書いてあるから、ここでそういったことをちゃんとやっていただければ、カウンター業務も入るのではなかろうかと思います。

それから、すみません、ついでで申しわけないのですが、その同じ行の、これはちょっと日本語としておかしいから申し上げるのですが、「小金井市図書館が」から始まって、ずっと行って、最後に「図書館サービスの向上に努めていかなければならない」という動詞なのですが、この動詞は「市民と図書館」が主語になっているんです。すると、市民も努めていかなければいけないということになってしまうでしょう。

図書館というのは特定した位置で、市民というのは不特定なものですよね。よきパートナーとなって協力し合い、ということで、これはちょっと、文言としては、「いかなければならない」というのは市民にもかかってきますので、ここはもっと、「努めていく」とか。これだと市民もいかになくちゃいけないのか、という感じがするので。

もしこれを生かすとしても、こういう文言を使っていたきたくないのは、「いかなければならない」とか、「ものとする」とか、そういうのがちょっと多いんです。「いかなければならない」というのはやらなくてもいいというような意味もあるのでね。だから、「いかなければならない」というようなことはやめていただきたいということです。

【松尾会長】 幾つかありますよね。「いかなければならない」という書き方。

【岡委員】 逃げに聞こえてしまいますので、それはおやりにならないほうがいいと思います。

【田中館長】 そうですね、「いかなければならない」という文言はありますが、そういう表現でなければならぬものはそういうふうにしますが、今ご指摘があったように、「いく」というふうな、とめたほうがよるしいものは修正していきたいと思います。

【松尾会長】 個人情報保護などの「なければならぬ」という部分はいいと思うのですが。

【田中館長】 それはちょっと整理をさせてください。

【村谷委員】 2ページの言葉の、今出たものですから。「図書館とは」の最後の、「生涯学習及び地域の情報・文化の拠点として、「文化の泉」が枯れることのないよう」というのは、その「文化の泉」が枯れることのないよう」というところ、これ、重複していて、むしろないほうがすっきりしているような気がしますけれども。まあ、それは1つの意見なのですが。

それから、もう1つ何か言葉がはっきりしないところが、(2)で、小金井市立図書館の

サービスのところで、5行目から6行目にかけて、「市民の要求と資料の数とのバランスがとれた蔵書を構成する、時間的・地域的・身体的ハンディによって」と、ここの文章は、「蔵書を構成する上で」、時間的・地域的・身体的ハンディによってというのか、もう1つは違う意味で、「蔵書を構成し」、これで1つで、時間的・地域的・身体的ハンディによるのか、このどちらかがはっきりしないのですが。

【田中館長】 最初の「文化の泉」のところは、重複しているというのは。

【村谷委員】 重複している。まあまあ、ちょっと表現が感情的というか、情緒的になり過ぎているかなと。

【田中館長】 僕は、これでもいいのかなと今は思っているのですが。

それで、2番目のところですが、これは意味が違いますね。1つは、「市民の要求と資料の数のバランスがとれた蔵書構成を構築する」というのが1つ。それから、「時間的・地域的・身体的ハンディによって図書館の利用を妨げないよう工夫をこらす」というふうに、2つに分かれています。

【村谷委員】 だから、丸でとめるか、なにかで。

【田中館長】 わかりました。ではわかりやすいように表現します。

【村谷委員】 ええ。これ、両方かかって、何だかよくわからない。

【松尾会長】 文法的な表現もいろいろ出てくるのですが。

【村谷委員】 ええ。ちょっと気になるところだけ。

【松尾会長】 私も迷っているところはあるのですが。

内容としてはどうですか。いいでしょうか。

【岡委員】 一般的に公表することによって、図書館の1つの方針として、市民がこれを指針としてチェックするチェック表としてもいいと思うのですが。詳細にわたるものは注で流すのもいいと思うのですが、この、「成長する有機体」というところは、もうちょっと説明をつけてもらいたいです。図書館学をやっていらっしゃればわかるのでしょうけれども、ランガナタンさんの図書館学の五原則からのいんようで、これは真つ当なことで、別にどうということはないのですが、それを結局、ぼくもよくわからないのですが、インドの結局多文化・多元化の中において、図書館というのはどうあるべきかということからきている。日本の場合は単一言語ですから。単一民族ですからよくわからない。インドのまっとうなことが、くしくも国際的なグローバルスタンダードになってきたというような、そういうふうに、ここに何かちょっと注釈みたいなものが書かれていると、何か知らない

けれど「成長する有機体」ということの意味がわかってくる。もう1つ説得力があつて、ほんとうに注釈というか、そういったものをお書き添えになるだけで、非常にスタンダードになっているんだということをお書きになっていただきたいということ。

それから、3番目、非常に重要な事項だと思うのですが、以前から申し上げている、選書会議の基準に照らし合わせてということ、これはこれで結構です。ただし、ここに注を入れられていただきたい。要するに、検証会議というのはどういうメンバーで、どういうことで行われているのかとか、検証基準、これもそんなに厳密でなくてもいいので、いろいろあると思うのですが、そういったことを入れていただきたいと。これでやってしまうと、何だか……。

【岡委員】 3ページ、はい。それから、同じ3ページなのですが、地域・行政資料って、非常にこれは図書館の重要な収集資料になるのですが、ここがちょっとダブっているような気がするんです。「図書館が資料を作成・編集・収集・保存し」というのは、前に、作成のところだけは残ってもいいと思うのですが、ちょっとこの辺がダブっているのではないかなという気がするんです。

要するに、これはほかのところではどこもやっていないわけです。これこそ図書館がやる場所だと。あと公民館もやっていないし。だからこのところをちょっと整理して見えるように。「現状を将来に伝えるために」というのも、現状だけかというような問題があるので、状況とか。何ていう言葉がいいのかな、「現状」というのはちょっとふさわしくないと。ここもちょっと整理されたほうがよろしいと思います。

【松尾会長】 地域・行政資料のところですか。

【岡委員】 そうです、3番の。

【松尾会長】 これは私も言ったのですが、地域資料を作成するというのは、図書館ではなじまないのかなと。

【岡委員】 いや、あるんですよ。新聞の切り抜きとかですね。

【田中館長】 それは目録編成とか、そういう意味合いであれば。そういうことを意味しているんですか。

【岡委員】 だから、若干あるんですよ。

【田中館長】 そうですね。例えば新聞記事を集めたりとか、あるいはチラシを集めたりとか、地域に関するものを集め、製本化したり、あるいは分類化したりというような作業をしています。

【松尾会長】　　そういう意味合いですね。

【田中館長】　　だから、言葉は、作成・編集・収集……作成・編集で、この辺は1つにしてもいいのかなというふうにはちょっと思いますけれども。

【松尾会長】　　岡委員は以上ですか。

【岡委員】　　はい。

【松尾会長】　　では、今、岡委員からいただいたところは……。

【岡委員】　　上の、3ページの、選書会議と選書基準というのは注で逃がしていただいて、前後関係がどういうものかとか、選書基準とはどういうものかということ注で逃がしていただければいいと思います。

【松尾会長】　　わかりました。ここも、「協議する」でいいんじゃないですか。「しなければならない」というところ。

【田中館長】　　この辺の、だから「しなければならない」とか、「ねばならない」とか。

【新井委員】　　それはもうやめて。

【岡委員】　　ええ。次の2の除籍のところも、「目指すものとする」は「目指す」でいいのではないか。「ものとする」というと、「もの」って何なんだと思っちゃう。文体が統一されていないんですよ。

【松尾会長】　　文体のところでは、例えば5ページの「児童サービス」のところのエのところですが、ここも変なんですよ。「子どもに親しみやすく図書館を利用してもらうために」。意味合いはわかるのですが、「親しみやすく」は副詞だから動詞にかかるんですが、あえてこれを生かすとなると、「子どもに図書館を親しみやすく利用してもらうために」というふうに入れかえたほうがすんなりいくのかなと。

【田中館長】　　細かい点については今後直していきますので、大きな点だけ、ここでは指摘いただいたほうがいいと思うのですが。

【松尾会長】　　大きな点。7ページの「図書館協議会」ですが、私たちに係わるところだから、ここも、図書館協議会について言っているので、「図書館協議会は」という主体が主語で、「は、図書館とともに考え」ですね。ですから、「協議会と図書館」はではなくて、そうじゃなくて単数。

【松尾会長】　　もう1つ、前回も指摘したのですが、6ページの(8)で、「外国人等へのサービス」なのですが、この「等」って何ですか、と聞かれたときに、何ですか。

【菊池主査】　　帰国子女の方も含めてということで、前回ご意見をいただいて、「等」を

どうするかということ考えたのですが、帰国子女の方に対するサービスもこちらに盛り込んでということで、「等」をつけてあります。

【松尾会長】 わかりました。

【岡委員】 その、同じ6ページのウのところですが、最初の項目は要するにハンディキャップ・サービスということなのですが、そうするとハンディキャップのとらえ方が、従来の身障者というようなとらえ方をお持ちなんです。実際に、さっきの図書館長の話の中で、高齢者と一緒にしてもいいのではないかという、僕も非常に賛成なのですが、高齢者というのは徐々にハンディキャップを持つ、徐々に障害者になっていくというふうに考えていくとわかりやすいのです。その中で、せっかく前段に子供子供と言っておきながら、ここに「育児中の女性」がないんですよ。育児中の女性というのはほとんど外出できないんですよ。図書館に来ることができないんです。それは、女性だったらご存じだと思うのですが、その辺も入れていただきたいと思うんです。出かけるのだったらぜひそちらのほうにも図書を提供するという、「育児中の女性」か「子育て中」かどっちかわからないですが、入れるべきだと。どっちでもいいのですが。

ここに書いてあるとらえ方ということが、わかるんです、別に悪いことじゃないんです、病院とか、肢体不自由とか、障害があるとか、そういうことはあるんですけど、そういうのを含めた上で、通常に暮らしている人の中にも不自由さというのは随分あるんです。だから、非常にこう、これを見ているとなるほどなと思うのだけれど、その指の中からどんどんこぼれ落ちていくような気がしていくんです。

ですから、いちいち文言なんかやる暇がないので、そこは館長の責任で、もう少しそこを。あと、この高齢者サービスのところも、どうも全体的に読んでいくと後期高齢者、80代ぐらいの感じがするんです。そうではなくて、図書館に来るのはむしろ中年から退職した後の団塊世代みたいな人が多いと思いますので、ちょっととらえ方が、ハンディキャップもそうですし高齢者もそうだけれど、全体的にそれを頭に入れながらおつくりになったらいかがかなということ。

あともう1つあるのですが、これはちょっと不等号という意味で、児童サービスと高齢者サービスには施設と学校との連携というのが書いてあるのに、何でヤングアダルトになるとそこに何も無いのか。ただ図書館だけが対応するのか。中学校と高校とは連携しないのかというのが出てくるんです。そこも、もしあるのだったら、そういったことを何か入れていただくということ。ほんとうに真剣にヤングアダルトを考えていただいているのだ

ったら、お願いします。

【田中館長】 6番の高齢者サービスですが、高齢者のとらえ方が、多分高齢者というイメージで、70歳とかそういうことだったと思うのですが、高齢者が退職された方から含むというような、もし置きかえであれば、この表現でいいのかなというふうに私は思っています。

あと、ハンディキャップ・サービスですが、ハンディキャップ・サービスというのは、別に身体に障害があるだけではなくて、図書館を通常ご利用できない方を対象としていますので、前文に書かれている「通常の図書館サービスを受けられない方」というところで、育児の方も全部含まれています。

それから、すみません、ヤングアダルトをもう1回教えていただけますか。

【岡委員】 その前に、含まれていますとおっしゃったのだけれど、そうは見えないんですよ。それは、ご承知と思うのですが、介護サービスですが、介護している人はどうなるんだという問題があるんです。介護されている人はそうだけれど、介護している人も動きがとれないんですよ。これを見ると、いかにも障害がある人その本人だけということですよ。そこのところまでもとらえていかないと、図書館というのはとらえ切れないのではないかと。それがどんどんどんどん増えていくという現実の前に。

それから、ヤングアダルトなのですが、子供の本の場合は学校と連携する、高齢者の場合はそういう施設と連携してやっていく。ヤングアダルトだけが、図書館だけが独自でやるということで、どことも連携しないという。だから、ここも連携しないのかと。別にしろとは言いませんよ。しないのだったらほうっておけばいいんですけど。

【田中館長】 ハンディキャップ・サービスのところで同じようなご質問があったのですが、図書館サービスを受けられない人にはいろいろなパターンが想像されると思うんです。それを個別的に抜き出していくのではなくて、図書館を利用するに当たって、何か困難、事情がある方に対して、図書館はサービスをしていくというふうな姿勢を持っていますので、だから、この一文でもって対応していきたいと思っています。

【岡委員】 ですから、その一文で処理するのであれば、障害がある人、ない人、障害者を介護している人とかいう、そういうことが欲しいんですよ。これだと障害者ばかり言っているわけですよ。サポートしている人は大変なんですよ。だから、例えば育児もそうですね。子供の読書もそうなのですが。

【田中館長】 わかりました。では、上の「通常の図書館サービスを受けられない人々」

というのを、この文章を変えて、わかりやすくします。

【岡委員】 そうですね、はい。

【田中館長】 あと、ヤングアダルトですが、ちょっとわからないのですが、これではどこも連携をしていないので、連携をすとかしないとかはっきりした姿勢を書いたほうがいいということですか。

【岡委員】 いえ、そうではありません。統一感がないというだけで、館長のほうで連携しないのだったらしないでもいいんですよ。僕は単なる質問で、それをしようと言っているわけではないです。

【田中館長】 わかりました。

【松尾会長】 いかがでしょうか。

【山口委員】 大きなことということなので、1つは、図書館協議会、先ほど松尾会長のほうからご指摘があったのは、ここはやはり、図書館協議会も含む、市民参加の問題なのではないか、あるいは市民との協働とかがあると思うので、これは1つは図書館協議会であるし、もう1つは、利用者懇談会とかいろいろな形の、市民の要望、利用者の要望を吸い上げる仕組みなり、そういうものがもう1つあったほうがいいのかなど。そういうことがほとんどここではないので、それが1点。

もう1つは、図書館評価ということで、先ほど私の意見を反映してくださったということで、ありがとうございます。この場合に、7ページですが、「定期的に評価を行い、結果を検討して」ということの、もう1つ、公表する問題なんです。これはちゃんと市民に公表してやるということと、それから図書館協議会でもいいし外部でもいいのだけれど、評価にかかわっては図書館だけではなくて、外部や図書館協議会と協力して評価をしていくという、そういうところが。かつ市民に公表するという、それが必要なのかなと思います。その2点です。

【田中館長】 利用者懇談会等の文言をどこかに入れるような形にします。

それで、今言われた「公表」という言葉が抜けているということですね。だから、それは公表していくということなので、ご了承ください。

【松尾会長】 図書館法にも公表すると書いてありますよね。

【岡委員】 申しわけありません、7ページなのですが、「倫理」と書いてある、職員のこれは職業倫理のことだと思うんです。要するに、守るべき倫理ということなのだと思うのですが、前段はこれでよろしいと思うのですが、最後の「そのために専門の知識を身に

つけ、使命感と熱意を持って職務にあたらなければならない」というのは、次の（２）の資質・能力の向上のところと同じことになると思うんです。だから、これは全部切ってしまうと、この文言は（２）のところによって、もちろんここにこそ、例えば僕なりに考えたのは、ここにこそカウンター業務が入ってもいいと思うんですよ。

ちょっと読みますね。「（１）倫理。「本と人、情報と人」を結びつけるのは図書館員の役割であり、職員は利用者の要求する資料・情報に対して迅速、適切、かつ公平に提供していくことが求められる」で終わる。「（２）資質、能力の向上。以上のような、市民との最初の接点であるカウンター業務の充実を図る。そのためには、蔵書のリファレンス、リクエストなどのサービス業務が向上するよう技術を磨き、最新のノウハウを蓄えるよう努める」。そういった文言がここに入れば、そういったことに体系的な人材をどうやって育成して、研修を通して専門性をたかめるということにつながっていくと思うんです。

さらに、「担当者はそれぞれの業務を行う上で必要な知識・技術の習得に努め、利用者のニーズに答えていく」というのは、これはあまり必要ないと思うんです。各担当者ということ、児童書担当、何とか担当ということ、それは職業倫理の場合、ここまで踏み込んで、他のところはないですね。だからこれは、担当というのはどういう意味なのかわからないのですが、ダブっているところが多いような気がする。ちょっと適切かわからないのですが、これこれのことをやるために、これこれのノウハウを身につける、能力を身につけるといふうに持っていったほうがわかりやすいのではないかなと思うんです。

【田中館長】 今いただいたご意見は整理をして、反映できるものは反映し、やっていきたいと思います。

【松尾会長】 時間が12時を回ってしまったようですが、どういたしましょうか。

ここで運営方針を了承していくか、あるいはまだ十分に討議がされていないので、12期に引き継いで、12期のメンバーでもう少しもんでもらうか、どちらかだと思いますが。

平成元年の運営方針を見ますと、これは総論と各論に分かれているんですね。新しい改訂案は総論の部分抜き出したのかなというもので、今後、具体的に要綱を設置するかというところも書かれていますし、収集についても、これだけで収集できるわけではないのですが、こちらの各論にある収集方針レベルのことはつくらなければならないんです。それを今後やっていただくということで、総論としての運営方針をここに図書館側が盛り込んだと思います。これを私たちがどうするかという事なのですが。

【山口委員】 これで我々は終わりですので、新委員というのはまた一からなので、そ

れも何だかという気がしますが。

【田中館長】 今、山口委員がおっしゃったように、また一から説明することになるので今いただいたご意見とありますので、その辺を整理して、完成形に近いもので、次期委員にご説明をしていくというスタイルにしようかと思えます。一応だからこれ、おおむね入れていただいたことでもありますので、了承していただけたらと思えます。

【松尾会長】 ここで私たちが出した意見を集約したもので運営方針とするということのを了承するかということですね。

【矢崎委員】 ここでやめる人はだれですか。

【松尾会長】 先ほどの館長報告を見ると、新人が7人ですから、残る人は3人しかいない。そういうことですから、ほとんど新しくなりますね、メンバーは。

【田中館長】 会長が残りますので。会長はすべて承知をしておりますので。それと私とですね。私と会長のほうで整理していきますので。

【新井委員】 今の事務处理的な取り扱いについての意見としては、日本語の使い方の問題はありますが、この11期で今出たのを了承するかしないかということについては、中途半端なやつを了承すると無責任になるから、それは問題外だと。で、さっき館長が言ったように、メンバーが変わろうと変わるまいと協議会そのものは継続しているので、別に新人がおろうと旧人がおろうとそれは構わないので、組織上は、今出た意見をそのまま事務局の図書館がまとめられて、次の——12期になりますが、次の協議会に出すという処理でいいと、私は思っています。

【松尾会長】 せいでは事をし損じるではないですが、いろいろと議論がありましたから、それを受けていただいて、もう一度方針案に手を加えていただく。それをもとに、12期の協議会でどうするかということ議論すると。時間的には問題ないわけですね。今が10月で、11月末には次期の第1回があります。

【田中館長】 今いただいたご意見でちょっと整理をさせていただいたものを12期の委員に、また案になりますがお示しをして、了承していただくということでもいいですか。

【松尾会長】 それでよろしいと思えます。で、私たちとしては、12期のメンバーに引き継ぐと。

1点だけ、8ページの図書館の自由に関する宣言ですけれど、これ、違っていますから。昭和29年の採択となっていますが、1979年の5月30日の改訂なんです。

【田中館長】 わかりました。これは確認します。

【松尾会長】 あと、「確認し実施する」ではなくて「実践する」なので。

【岡委員】 すみません、よろしいですか。これで何回ですか。あと二、三回でまだ決まらないという、このばかばかしい話、ちょっと、民間会社では考えられないのですが。松尾会長が町田市のこういう運営方針のひな型を送っていただいたように、ネットで探せばどんどん出てくるんですよ。ですから、まねされたらどうですか。この、一番最初の平成4年度版をベースにしながら、それに小金井市独自のことをやっていけばいいわけなので。図書館業務というのはそんなに変わっていないわけですから。

これ、こんな、手直し手直しして、帰国子女に日本語を教えているような感じになってしまうのは、ちょっと続かないんじゃないかと思うんですよ。来年の12期の方にも申しわけないのですが、そういうことで、またこれで4回目ですか。

【松尾会長】 もし皆さん、ご同意いただければ、私だけでは心細いので、副会長と二人で調整をさせていただくということをして12期に引き継ぐということをご提案したいのですが、よろしいですか。

【新井委員】 結構です。

【岡委員】 そうですね。結局、素案づくりから入っていかないと、できたものを直す、できたものを直すということだと、ちょっと時間ばかりかかってしまうような気がするんです。貴重な時間ですから。

【松尾会長】 議論の経過を知っている私と副会長なので、その辺を、委任させていただいて調整をするということで、文言を整理させていただきたいなど。

それでは、運営方針についてはこれで議題を終わらして、その他の議題というのはあるんですか。

きょう用意された次第は終わりなので、11期の協議会委員を務めていただいたのですが、ごあいさつを簡単に、それぞれいただければと思います。

私は2年間、会長を務めてきましたが、いろいろ悩みながら、やってきました。私自身は、行動するとかやるということは、結局自分にプラスになって戻ってくると思っていまして、行動する協議会としていろいろ勉強させていただきました。このような活動をできたことをうれしく思います。どうもありがとうございました。

【浦野委員】 2年間いろいろありがとうございました。私もフォーラム、科学の祭典、いろいろなことに携わってまいりました。その場でいろいろと、ほんとうに今までは一主婦で、家庭の主婦でしかなかった人間ですけれども、この図書館協議会に参加することに

よって、非常にいろいろなことを勉強することができました。貴重な機会を提供していただきました行政にもお礼を申し上げますし、私のつたない稚拙な意見を聞いていただいて、いろいろとご意見を教えていただいた委員の皆様にも心から感謝いたします。どうもありがとうございました。

【新井委員】 どうも、2年間ありがとうございました。この協議会に出たの率直な、非常に個人的な感想を言いますと、市のほかの会合とか、それから今、会社を退職していますので、そうなるいろいろな、ここの会議とか集会とかで、グループで集まる機会もいろいろあるのですが、それらと比べて、今回のこの小金井協議会の11期の皆さん、メンバーの方は非常にいい方々で、気持ちよくというか、非常に快く、毎回会合できたというのが個人的な感想で、そんな意味ではメンバーの皆さんに、非常にありがとうございますというお礼を申し上げたいと思っています。

それからもう1つ、協議会の感想としては、2年前に協議会に出るときに、もう少し小金井市民として図書館を利用する1人ということで、図書館に対する個人的な希望とか意見とか、あるいは率直な個人的な気持ちをお伝えすることができるかと思ったのですが、何せ協議会の数が少ない割には議題豊富で、その議題を検討するとか議論するばかりで、なかなか意見をやる機会がありませんで、その辺が、今後、12期以降、そういう率直な意見が言えるような機会もできるという感想を持っています。

以上です。

【岡委員】 どうもありがとうございました。かなり放送禁止用語を連発しましたけれども、それは他意はなくて、むしろ、退職して地域のことに何らか、少し役に立とうというような気持ちから来たのと、もう1つはやはり、幾ばくかの代価をいただいていますので、それは市民として責任があるということと、それからやはり、皆さん方は異動でいなくなっても、僕らは市民として逃げられないわけですよ。ですから、市民として図書館がこうあってほしいという、そういうことが要望が強ければ強いほど、やはり言葉がどうしても強くなってしまうということで、ご勘弁いただきたいということと、それからやはり、今、小金井市は、ひよっとすると住んでらっしゃらない方はあまり切迫感はないのかもしれないですが、11月いっぱいのごみの収集がストップしますので、市内はごみの山になるそうです。僕は2回ほど、市民の、出たのですが、何か担当の職員さん、部長さん、課長さん、課長補佐さん、大変でしたね。つるし上げ食らって。「給料返せ」とか、そんなこと言われていました。

ですからやはり、皆さん方もそれぐらいの責任感を持って、緊迫感を持って、もっと外の空気を吸われた形で対応していただかないと、なかなかサービスというのは難しいですから。人にサービスをして満足を得るということは非常にこれは難しいことなので、自分がまず揺るがないとできませんので、ぜひぜひ心がけていただいて、大変厳しいことも申し上げましたが、館長と一緒に、館長も辞任なさることのないように、今後、幸せにお暮らしいただければと思います。

以上です。

【菅家委員】 2年間ありがとうございました。図書館と市民をつなぐのが図書館協議会であるということ、9月の科学の祭典も、準備段階から皆様ともたびたび集まって一緒に活動する中で、ほんとうに深く肌で感じてもらいました。充実した活動に参加できて、心から感謝いたします。ありがとうございました。

【村谷委員】 いろいろお世話様です。やはり、図書館に長く携わっていたものですから、やはり気になって。地元の図書館がもっと活発に、でもかなり利用者は多いと思いますよね。時々利用するのですが。それで、1つお願いがあるのは、もう少し図書館だよりを発行していただいて、ちょっと市民からの投書というか、「これを読んでほしい」というような文章を載せたりしたら、もう少し皆さんも読むのではないかと。それだけです、ちょっとしたお願いは。ありがとうございました。

【矢崎委員】 3期6年の長きにわたって務めさせていただきました。もともと、協議会に参加するきっかけになったのは、多分、小金井市の図書館と、市内にある東京農工大学が提携を結んだというのが一番大きなきっかけではなかったかと思います。

私自身としては、農工大学の図書館委員として35年勤めてきて、どちらかというと行政の側の人間でして、行政の大変さというのもよくわかっているつもりです。

私も図書館のプロだったので、やはり図書館を運営していくためには、いい図書館をつくっていくためには、やはりプロの力を最大限発揮しなければいけないというふうに思っていますから、そのためには、先ほども言いましたが、やはり優秀な司書を育てていくということがとても重要なことだと思うんです。

そのために、図書館協議会を利用していただけたらと思っています。要するに、図書館協議会がこう言っているんだから、というのを理由というか盾にして、何とか図書館職員を守っていくという立場に立ってやっていただければ、非常にいいなと思っています。

私はこれをもって終わりますが、たまたま震災があったので、そこにずっとかかわって

います。とてもひどい状況というのを見てきて、全く流れてしまった図書館が幾つもあるんです。それこそ、人も、館長以下全員が亡くなってしまったところもあるし。例えば陸前高田だと、図書館館長以下全員亡くなってしまっただけでなく利用者也、隣の体育館に逃げて、体育館が避難所だったんだけど、ほとんど助からなかった、100人単位で亡くなったところもありました。

そういうところの図書館の建て直しとか、一方で女川町では図書館がないんです。だから、こういうときにこそ図書館をつくらうじゃないかというような話も今、出ているので、私はもう少しそちらのほうにかかわっていきたいと思っていますので、またよろしく願いいたします。

【山口委員】 私も3期6年、これで終わりということになります。もともと東京学芸大学のほうで推薦されたという形なのですが、地元の図書館なりにある緊張感を持って、この6年間、かかわってこられたなというのが一つあります。市の方々、対立関係もあったのですが、これは僕はでも、悪いことではなかったなと、率直にそう思います。そういう緊張感を持ちながら、市民のレベル、それから図書館や行政のレベル、図書館をどうするのかという、そういう議論が率直にできたのではないかなということですよ。

それと、図書館協議会って結構いろいろできるんじゃない、というのが率直な感想です、この6年間。特に今期はそうだったと思います。私も商売柄幾つかの図書館協議会の会長とか、そういうのをやらされているのですが、やはりここが一番しゃべることのできる。何を言ってもいいので。まあ、私は会長という立場ではないので余計そうなのだけれども。

そんな雰囲気があったのと、そういうことを、つまり市民との対話の場だとかフォーラムをつくるというようなことも含めた、可能性を開いてきたかなという。これはやはり、多摩の図書館にとっても、僕はすごくいいこと、いい実践だったのではないかなと思うので、ここにとどめずに、もうちょっといろいろなところに、こういう1つのあり方、確かに時間も労力もいろいろなものやらなければいけないのだけれども、市民参加の1つのあり方というのは、単に議論をしてご意見を述べるというだけの活動ではないのではないかなという気がしているので、ぜひそこを、次期以降も大切にしていただければありがたいなと思います。どうもありがとうございました。

【松尾会長】 一言ご感想をいただきまして、どうもありがとうございました。

小金井の図書館協議会の活動について、私も2期4年かかわったのですが、山口先生からもお勧めいただきまして、『図書館界』という雑誌に、11月号になりますが、来月出る

と思いますが、8千字ぐらい、3ページ半書かせていただきましたので、出ましたら情報としてお送りしたいと思います。

11期のみなさんの活躍、どうもありがとうございました。図書館の職員の皆様にも、ありがとうございました。

【田中館長】 2年間ありがとうございました。私は図書館長になって5年目なんです。三多摩の図書館で、実は一番もう、去年ぐらいから古いんです。ほかの図書館はみんな4年ぐらいで異動してしまいます。今、図書館界というのは、激しい異動が行われているところなんです。だから、私は運よくというか運悪くというか、5年間いるのですが。

私は、目線として、自分が図書館の利用者であったので、自分が利用する立場で図書館というのを考えているんです。そういった姿勢を持ってやっているのですが、なかなか、館長という立場はまたそれとは異なった考えを持たなくてはいけないというふうなこともありますので、その点で意見の対立もありました。

ただ、ほかの委員会と違って、ここは議論ができますので、僕にとっても議論ができる、いい委員会かなと思っています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【松尾会長】 それでは、きょうの図書館協議会はこれで終了ということになります。どうもありがとうございました。

— 了 —